

令和2年 第10回
教育委員会定例会会議録

令和2年10月13日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2552号
令和2年第10回定例会

日 時 令和2年10月13日(火) 午後10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室(テレビ会議)

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真 希 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	星 川 邦 昭
	学 校 教 育 部 長	湯 川 康 生
	教 育 長 室 長	村 山 正 一
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	学校施設担当課長	増 田 祐 士
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教 育 総 務 係 長	佐 京 良 江
	教 育 総 務 課	田 邊 真

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 訴訟事件の対応について(非公開)
- 2 令和3年度港区立幼稚園の定員及び園児募集について

日程第2 協議事項

- 1 港区立赤羽小学校等施設整備基本計画見直しについて(案)

日程第3 報告事項

- 1 令和2年第3回港区議会定例会の質問について
- 2 令和元年度決算特別委員会の総括質問について
- 3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期に伴う「公式練習会場の使用期間」の変更について

- 4 港区立小・中学校における「令和元年度学校給食費未納状況」について
- 5 新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン改訂版について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから令和2年第10回の港区教育委員会定例会を開会したいと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

本日の運営についてお諮りします。

日程第1、審議事項1、議案第96号「訴訟事件の対応について」は、非公開での審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。

ご異議がないようですので、日程第1、審議事項1については、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づきまして、非公開といたします。

日程第1 審議事項

1 訴訟事件の対応について

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入らせていただきます。

(非公開審議)

2 令和3年度港区立幼稚園の定員及び園児募集について

○教育長 これからは公開での審議に入りたいと思います。

次に、議案第97号「令和3年度港区立幼稚園の定員及び園児募集について」、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、本日付資料ナンバー2を御覧いただければと思います。「令和3年度港区立幼稚園の定員及び園児募集について」でございます。

審議内容につきましては、記載されていますとおり、令和2年度と同数の1,635人とし、令和3年度入園の園児を募集させていただきたいと考えてございます。

経緯としましては、区は幼児人口の増加に応じて抽せんが多く発生する3歳児を中心に港区基本計画などに基づきまして、定員拡大を行ってきております。

その結果、当初受付時の抽せん実施園が減少して、3歳児定員に空きのある園も出てきていると、そういった状況でございますので、令和2年度と同数の1,635名とさせていただきたいと思っております。

1番に具体的な各園の3歳児、4歳児、5歳児の定数を記載させていただいてございます。

3歳児につきましては、芝浦は1クラス35名が定員となっておりまして、高輪は30名。それ以外は全部25名の定員数になってございます。

4歳児は、にじのはし幼稚園が40名の定員で、25人を超えた段階で26人目からは2学級目を編成するというようになってございますが、その他の幼稚園につきましては、30名を1学級の定員となっております。

裏面、次のページを御覧いただければと思います。

実際、3歳児の募集人数につきましては415名を予定しておりますが、4歳児につきましては、今年度の3歳児の状況から、その空き定員ということになりまして、220名ということになってございます。

応募資格につきましては、記載のとおり年生月日の対応になってございます。

(3)ですけれども、今年からやらせていただこうと思っておりますけれども、抽せん時の兄弟の優先枠の実施ということで、抽せんを実施する際は希望する幼稚園の3歳児・4歳児学級に兄や姉が在園しているという児童につきましては、抽せんから除外して優先的に当選とさせていただきます。

なお、兄と姉のいる児童のみで定員を超える場合は、当該児童のみで先に抽せんを実施するというように考えてございます。

今後のスケジュールにつきましては記載のとおりですけれども、11月の下旬に応募受付、12月2日に抽せん、12月4日から追加受付ということで、12月下旬には入園が決定するという運びになってございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。

ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いいたします。

○山内委員 別紙2を見ると、麻布と南山は今も待機者が5名ないし7名いるようですけれども、そういう人たちの対応、あるいはそういう人たちというのはどういう状況になるのでしょうか。

○学務課長 今の状況としては、この2園につきましては定員がいっぱいになっておりますのでお待ちいただいている、もしくはほかの公立幼稚園に行かれています方がいらっしやって、そういった形で今、お待ちを頂いています。

ただ、4歳児になった際には学級の定員数が増えますので、その関係上、少しは入りやすくなるのかなと考えてございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問があればお願いいたします。

○田谷委員 就園予定人数というのはどれぐらいになっていますか。

例えば、小学校の場合は1年生、就学予定人数というのは分かりますよね。それに対して何パーセントが本区の区立の小学校に入学したかというのは分かるのですが、幼稚園の場合というのは

どうなのでしょう。

○学務課長 なかなか数字を割り出すのが困難でございまして、来年入る人数につきましても人口の動向がどうなるかというのがすごく難しくなっております。

今年の4月の時点も、もともと少し増えるか横ばいと思っていたところ、実際は少なくなっていたとか、そうした状況が生まれておりますので、それプラス、あとは幼児教育の無償化に伴って色々なところを選ばれる傾向が出てきているということで、なかなか精緻な数値を出すのが難しいような状況になってございます。昨年よりは少し減るのではないかと我々としては予測してございます。

○田谷委員 佐々木さん、ありがとうございます。

私の質問というのは、例えば3歳児で3歳児入園に該当する園児が何人ぐらいいて、区立幼稚園に何人入った、あるいは4歳児が、そういう数字で、そうすると例えば、何人いたのだけど区立幼稚園に何人入った、あとは私立に流れているか就園してないということになってきますよね。その辺の数が区立幼稚園の人気度という形で、小学校のようなケースで知りたいと思うのですが、その辺は調べることができますでしょうか。

○学務課長 今、区立を選んでいただいているパーセントとしては、少し毎年横ばいになっていて、少し減少しているという状況がございまして。パーセンテージから言うと、全体の13.4%ぐらいになってございます。昨年度で行きますと13.7%、その前で行きますと14.2%ということで、少しずつ下がっている状況です。

ただし、経済状況とかの関係で選択をされる方法というのは色々トレンドが変わる可能性もありますので、横ばいと見た場合には、総数としては少し3歳児が100名ぐらい、2,940名から2,840名ぐらいに、100名ぐらい減る予定になってございますので、人数的に。それが横ばいの倍率になったとすれば少し減るのかなと我々としては予測をしていると、そういった形になってございます。

○田谷委員 どうもありがとうございます。確かに園児無償化というところが大分区立的には厳しいところかもしれないなということにはよく分かりました。

それから先程、山内先生のご質問で麻布と南山がいわば待機児童がいる。この待機児童というのは、別に希望すればほかの幼稚園に行ってもいい訳ですよ。

○学務課長 ほかの区立幼稚園につきましては定員が空いているところがございまして、区内のどこかの幼稚園には必ず入れるという状況になってございます。

○田谷委員 よく分かりました。そうすると、希望する園児は基本的には区立幼稚園に全員入園することができるということで分かりました。

それで、この待機児童の方は、ほかの園に行くようなお勧めとかはしているのですか。

○学務課長 待機者のうち3名はほかの区立幼稚園に通っておりまして、1名は保育園に通っているという状況で、今のは麻布幼稚園の方でございまして。

南山幼稚園の方は、待機者のうち4名は他の区立幼稚園に通っていて、1名は保育園に通っている状況です。

ほかの幼稚園や保育園に行っているのか確認できていない方は3名ということになってございます。

その方や別の方につきましても、基本的にはほかの園が空いている状況についてお伝えをして、ほかの保育園についても情報提供をさせていただいているという状況でございます。

○田谷委員 佐々木課長、ありがとうございます。取りあえず、入園する子どもに対して十分ケアできているということを伺って安心いたしました。どうもありがとうございました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入らせていただきます。

議案第97号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。

ご異議がないということですので、議案第97号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 港区立赤羽小学校等施設整備基本計画見直しについて(案)

○教育長 次に、日程第2、協議事項の方に入ります。

「港区立赤羽小学校等施設整備基本計画見直しについて(案)」、説明をお願いいたします。

○学校施設担当課長 それでは、「港区立赤羽小学校等施設整備基本計画見直しについて」、ご説明いたします。お手元の資料、協議資料ナンバー1を御覧ください。

令和2年1月28日の当委員会において、港区立赤羽小学校等施設整備にかかるスケジュールの変更についてご審議いただきました。その際、小規模多機能型居宅介護施設ということで呼ばせていただきますけれども、こちらを南側敷地から北側敷地へ移動すること、及びその運用開始時期を令和3年から令和8年4月に変更する決定をしていただきました。

本日の協議事項は、介護施設を北側敷地に移動させたことに伴い、平成28年度に策定した基本計画に変更が生じた事項についてご審議いただくものでございます。

基本計画見直しの結果、主に二つの事項、変更してございます。

一つ目は、北側敷地、幼稚園棟の運用開始を令和8年4月から令和8年9月とすることです。

二つ目は、南側敷地の介護施設旧予定地、こちらの場所を学校用地として既存樹木を生かしたピオトープを設置するというものでございます。

項番1、「これまでの経緯」についてご説明いたします。

平成28年度に基本構想・基本計画を策定し、平成30年度に基本設計を行っています。

平成30年度末の近隣住民への説明会を行いました。その際、介護施設に関し様々な要望を頂

きました。この要望を踏まえ、よりよい施設整備への再検討を行った結果、学校施設の充実等の効果が認められ、令和2年1月20日の庁議及び1月28日当委員会にて介護施設を北側へ移動させる等の決定を頂いたところでございます。

その後、介護施設を北側へ移動させることによって生じる幼稚園棟の再整備と介護施設を移動した後の敷地を学校用地として取り組んだことによる活用方法を検討してまいりました。

次に、見直しのポイントでございます。

資料1-2、基本設計見直し概要版1ページ、右側を御覧ください。青色の下線、こちらの方が基本設計時に一部変更した部分、青色の下線が今回の見直しによる変更した部分でございます。

内容といたしましては、理科室を1教室から2教室に変更してございます。青でアンダーラインが引いている部分でございます。これは児童数とカリキュラムの関係から、学校側からの要望となっております。

次に、4) 小学校新設校舎 校庭面積という部分になります。こちらは7,800平米から8,200平米に変更してございます。こちらは、介護施設旧予定地を学校用地に取り込んだことによるものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。こちらの方、2-2「配置計画」、2-3「平面計画・断面計画」、これについては記載のとおりでございます。詳細については後程詳しくご説明をさせていただきます。

次に3ページ、こちらの方の右側を御覧ください。

赤のアンダーラインが引いてございますけれども、2-9「環境配慮計画」、(7)ヒートアイランド現象の緩和です。区有施設の環境配慮ガイドライン、こちらの方が令和元年度11月に変更されたため、新たに加わった壁面緑化について記載をしてございます。

次に4ページ、こちらの方を御覧ください。整備スケジュールになります。

赤羽小学校改築はまず南側小学校棟を建設します。その完成後に現在の校舎から学校機能を新校舎へ移し、既存校舎を解体した上で幼稚園棟を建設していきます。平成28年度の基本設計策定時点では南側敷地の工事を令和元年10月に着手、令和4年11月に竣工、令和5年1月に運用開始という形で予定してまいりました。

平成30年度末では住民説明会での要望を踏まえた検討、新型コロナウイルス感染症の自粛により工事の周知の遅れなど南側敷地の工事の着手が令和2年4月からスタートとなっております。

北側敷地の工事ですが、介護施設を北側幼稚園棟に複合化させることで、階層が増えてございます。躯体工事、内装設備工事を行うため、工事期間が3カ月程度延びることになりました。

北側敷地、幼稚園棟の工事着手につきましては令和5年4月からとなり、竣工は令和8年6月運用開始が同年9月ということになります。

5ページの方を御覧ください。こちらが比較検討平面図ということで、1階での基本計画からの変更項目、理由を記載しているものでございます。

主な点として、北側敷地、幼稚園棟につきましては介護施設に必要な設備を追加してございます。

南側敷地、小学校棟では、介護施設旧予定地を学校用地に活用してということでビオトープを設置するというものでございます。

次に6ページを御覧ください。こちらの方が同じく平面図になりますが、地下1階、地下2階、地上2階から5階の変更項目と理由でございます。

北側幼稚園棟では4階に介護施設を設置するというので、平面計画を変更しているところでございます。

7ページこちらにつきましては、右下C-C'断面を御覧ください。こちらの方が北側敷地の断面図になります。北側敷地、幼稚園棟4階に介護施設を配置するというものでございます。

続きまして、基本計画見直しによる経費の見込みについてご説明いたします。すみません、4ページの方に戻っていただきまして、右下になります。

見直し後の概算整備費につきましては9億6,600万円を見込んでいるところでございます。

南側敷地、小学校棟は既に工事発注済みというところでございますので、そこに関しては変更ございませんが、新たに学校用地として取り込まれたビオトープの整備費用として1,700万円程度見込んでございます。

北側敷地ですが、基本設計時に見込んでいた概算工事費は、3億4,300万円というものでした。幼稚園棟の見直しにより、約4億1,100万円の増加になります。

これにつきましては介護施設の複合化により建設費用で約3億8,400万円、専用エレベーターも1基設置するというところで約2,700万円、こちらを見込んでいるところでございます。

恐れ入りますが、資料1に戻っていただけますでしょうか。今後のスケジュールについてです。

本日、当委員会の協議、この後10月21日に庁議を予定してございます。

その後、10月28日に議会に説明をする予定になってございます。

10月21日に同日付で書面をもって教育委員会、こちらの方の審議を持ち回りという形にさせていただきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

その後の流れにつきましては、こちらに記載のとおりとなってございます。

長くなりましたが、雑駁でございまして説明の方は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご意見、ご質問があればお願ひをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは今、学校施設担当課長の方からご説明がありましたように、この後庁議を経まして、教育委員会の審議事項ということで持ち回りということでさせていただきますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

この案件については以上とさせていただきます。

日程第3 報告事項

1 令和2年第3回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に日程第3、報告事項に入ります。「令和2年第3回港区議会定例会の質問について」、

説明をお願いいたします。

○教育長室長 教育委員会報告書のナンバー1をご用意ください。「第3回港区議会定例会の質問について」です。

9月10日、11日の2日間で代表・一般、7名の方から12のご質問を頂いています。その中からいくつかピックアップしてご紹介させていただきますが、まず3ページを御覧ください。

自民党のやなぎわ議員から、「教育長としての所信について」ということで質問がございました。こちらの方は生涯学習、学校教育全般についてのご質問で、6ページの方でみなと政策会議の榎本議員から、同じように学校教育に特化した教育長の所信について質問されています。本日は3ページの方でご紹介をさせていただきたいと思います。

4段落目からになりますけれども、様々な行事が実施できないなど制約が多い状況が続いていますが、子どもたちが安心して学び、思い出に残る学校生活が送れるよう園長、校長の話をしっかりと聞き、それぞれの現場の状況に応じたきめ細かい支援を行っていくということと、年少人口の増加に対応して、子どもたちがよりよい環境の中で学ぶことができるよう、計画的に学校の増改築を進めてまいります。と答弁いたしました。

また、生涯学習の分野では、新しい生活様式に合わせたスポーツや生涯学習、読書への関心が高まっていることから、安心してスポーツ施設や図書館を利用できるよう運営の改善を図るとともに、これまでの取組を見直していく必要があるということ、また現在策定中の次期港区基本計画や学校教育推進計画などの個別計画では、アフターコロナを見据えた施策を検討し、教育のさらなる充実に積極的に取り組んでまいります。とお答えしています。

また、様々な機会を通して、区長と教育政策について意見交換をし、区長部局との連携をさらに強化してまいります。そして、施設、学校、地域に積極的に出向き、自らの目で見、耳で聞くことで現場の実態を把握し、教育施策に反映させて教育の港区の実現に向け幼稚園、学校、家庭、地域の皆さんと力を合わせて全力で取り組んでまいります、と答弁をいたしております。

4ページを御覧ください。下の「電子図書館の実施について」ということでご質問がございました。

答弁ですけれども、電子図書館の基盤となる電子書籍サービスの導入に向けて自治体の状況把握、提供事業者のサービスの比較検討を行ってきたところで、現行の港区の図書館システムにも対応し、業者が書籍を調べる際にも紙書籍と電子書籍を同時に検索できるサービスがあることが分かりました。

今後、早期の導入に向け、積極的に取り組んでまいりますと答弁しております。

最後に8ページです。公明党の近藤議員から「新しい日常での学校行事について」というご質問がございました。新しい日常の中で人格の形成につながる相互の絆を深める学校行事について見解を伺いますというものです。

学校行事は生徒・児童が集団への所属感や連帯感を深め、自身と他者の尊厳を重んじる態度を育む重要な教育活動ですということで、各学校では授業時間数を確保するため、行事を選定し、密を

避けて実施できる事業も可能な限り行うことを検討しています。具体的には、宿泊を伴う行事を来年1月以降に変更したり、運動会などの行事では密を避けた形で学校の実態に応じた実施を考えています。

新しい生活様式での行事の密を避けた実施方法について、現場にて区の感染症専門アドバイザーの意見等を踏まえながら検討してまいりますと答弁いたしました。

そのほかについては、時間の関係で省略をさせていただきますので、お時間のあるときにご一読いただければと思います。

私からは以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等があればお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

2 令和元年度決算特別委員会の総括質問について

○教育長 それでは、この報告事項は以上とさせていただきますので、次に「令和元年度決算特別委員会の総括質問について」、説明をお願いいたします。

○教育長室長 教育委員会報告書のナンバー2を御覧ください。元年度決算特別委員会の総括質問です。10月6日に行われましたが、5名の方から6問質問を頂いています。

そのうち、4ページを御覧ください。公明党の池田議員からの質問で「インクルーシブ教育の取組について」です。これまで副籍制度を進めてきた中で課題として浮かんできた内容を踏まえ、地域指定校間や東京都と連携を密にしてさらに充実した内容としていくために、どのようにお考えかというご質問です。

現在は副籍制度を活用して都立特別支援学校の児童・生徒の居住する学区域の地域指定校の授業や行事に参加するなどの機会を設けています。交流については、都立特別支援学校が主体となって計画を立てて、地域指定校が協力するという姿勢にとどまっているのが現状です。今後は都立特別支援学校からの提案を受けるだけでなく、地域指定校が他校の副籍交流の効果的な例を参考に、授業内容や支援方法等を提案するなど交流内容の改善を図っていただきます、と答弁いたしました。

また、下の共産党の福島議員からは、「職員室も含めた感染症防止対策と教職員の定期的なPCR検査の実施について」のご質問がありました。

答弁では、体育館やランチルームなど広い教室の活用や教員室等への飛沫防止の亚克力板設置などに取り組んできたことを紹介しています。また今後、それぞれの施設の実態に応じた感染防止対策を徹底していくために、教職員の定期的なPCR検査の実施については、検査に早期発見の効果がある一方で限界もあることから、保健所の指導に基づき検査の時期・必要性を総合的に判断して適切に行われるべきと考えています、と答弁をいたしております。

私の方からは報告としては以上とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

いずれにしても、教育長室長からも話がありましたけれども、このコロナ禍の中で学校教育、子どもたちの学びの保証だとか、あるいはやっぱり新しい日常ということで計画がどんどん変わってきている中で、スポーツも含めた生涯学習をどういうふうにしていくのかということに対して、かなりの期待が寄せられておりますので、来年度予算は今、計画しておりますけれども、減収という状況があって全部が全部はつかない状況ではありますけれども、めり張りつけた形で来年度に向けてまた準備をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期に伴う「公式練習会場の使用期間」の変更について

○教育長 次に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期に伴う『公式練習会場の使用期間』の変更について」、説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、教育委員会報告資料ナンバー3に沿って報告いたします。報告内容は、東京2020大会の開催延期に伴い、公式練習会場の使用期間を変更するというものです。

項番1「経緯」です。平成30年8月1日、区は港区スポーツセンターを公式練習会場として使用することについて、大会組織委員会と覚書を締結しました。その後、令和2年3月30日には、IOC臨時理事会において東京2020大会の延期後の日程が発表されました。これに伴い、区は組織委員会と新しい大会日程での公式練習会場の使用期間について協議し、決定に至ったものです。

項番2「使用期間の変更」です。変更後、オリンピック期間中の公式練習会場の使用日は、令和3年7月14日から8月8日まで、パラリンピック期間中の使用日は8月17日から9月5日までとなります。8月9日から16日までについても、パラリンピック競技としての練習会場、設定準備に日数を要するため、一般利用はできません。

参考として、競技種目と使用する範囲について記載しております。オリンピック競技はハンドボール、パラリンピック競技は車いすラグビーです。使用する範囲は、主にサブアリーナです。

次のページにお移りください。

ただし、8月1日以降は、サブアリーナについては芝浜小学校建設に伴う特定天井工事実施のため、公式練習会場としての使用はできなくなります。

項番3「区民への周知」です。これから概ね1カ月以内に組織委員会との変更覚書の締結を予定しております。その後、区のホームページ等により、区民をはじめ、施設利用者に広く周知してまいります。

項番4「今後の予定」については、記載のとおりとなります。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

4 港区立小・中学校における「令和元年度学校給食費未納状況」について

○教育長 それでは、次に「港区立小・中学校における『令和元年度学校給食費未納状況』について」、説明をお願いいたします。

○学務課長 教育委員会資料ナンバー4に基づきまして、今日付のナンバー4に基づきまして、ご報告をさせていただきます。「港区立小・中学校における『令和元年度学校給食費未納状況』について」でございます。

報告については、未納状況ですが、「令和元年度 学校給食費未納状況について」、まず1番に記載をさせていただいております。総額につきましては、学校が徴収する金額として、小・中学校合計で5億1,462万4,085円ということで、学校が徴収した額は5億1,387万2,214円ということになってございまして、未納の児童・生徒数の合計は25名となっております。その割合が全体で0.22%になってございます。

こちらを全国の国の調査した最新のデータ、国の値としては0.9%ということになってございますので、0.22%と比べた場合、港区については未納の状況としてはほかの自治体に比べて良好な状況と言えるかと思えます。

2番目につきましては、「年度別の学校給食費未納状況について」でございます。小学校・中学校、29年度分から令和元年度分まで記載をさせていただいておりますけれども、基本的には大体29年、30年の合計のところでお話をさせていただきますと、平成30年3月31日現在、一番下から3番目のところですが、30名だったものが1年たったときには8名に減っているという状況で、平成30年のときには30名だったものが14名に減っています。

それで、パーセントの方も下の未納率については記載のとおりでございますが、令和元年度につきましては25名いるということになりますけれども、こちらは9月30日現在、今日の朝わかったのですが、9月30日現在でいきますと13名に減っているという状況になってございます。

金額についてはちょっとまだ収拾できておりませんが、人数だけになってございますが、小学校の方が22名が13名になりまして、中学校の方が人数で3名だったものがゼロになって、合計13名ということになってございます。

金額につきましては75万1,871円ということで、率にしますと0.15%、これを全国の状況に比べますと0.4%という数字になってございますので、3分の1強となっております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明についてご質問等があればお願いをいたします。

○寺原委員 未納率が低くていいと思うのですが、13人の未納の方の未納の理由というのは、たまたま忘れていたという方もいらっしゃる、経済的に苦しくてという方もいらっしゃると思えます。その点は各校で把握をされて、経済的に苦しい方については支援なのか免除なのか、そういう対応があるのかどうかというところを教えてください。

○学務課長 経済的に困難な状況というのは、要援護者につきましては生活保護の方で対応させていただいておりました、またそれに準ずる形で準要保護者という形で設定をさせていただいておりました、その方にもお支払い、就学援助という形で一度保護者の方にお支払いをした後に、各学校に支払っていただくという状況になっております。

今、経済状況で困難な方というのも確かにいらっしゃいますけれども、多くは口座を持ってない海外の方が、口座を持っていなくてなかなか引き落としではなくてお持ちいただくことになっているので忘れていた方が多いとか、あと引き落としをした段階で残高がなく、こちらもちょうと引き落としの口座がゆうちょ銀行だけということになっておりました、メインバンクではない方なんかなかなか残高がなくなって引き落としができないという状況もあって、そういった状況になった場合は、学校も丁寧に対応しておりました、学校に保護者がいらっしゃったときの対応であったり、状況をお聞きしながらお支払いについてご相談させていただくことであったり、これまでの、今年はないですけれども、案件としては悪質だなという場合は保護者のご自宅の方に向かって行きまして、玄関先でお待ちしてお話をさせていただくとか、状況によって対応させていただいている状況です。

○寺原委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

5 新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン改訂版について

○教育長 では、次に「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン改訂版について」、説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは資料ナンバー5を御覧ください。「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン改訂版について」ということです。

今回、前回6月24日に作成していたものを、大分流れも変わってきておりますので、国が出したガイドライン、それから東京都が出したガイドラインを踏まえつつ港区としてどういったガイドラインが一番いいかということで、園長会・校長会とも協議をして新しいものに改定させていただきました。今回はそのことについてご報告をさせていただきます。

すみません、ページ数が多いのですが、本編を見ていただければと思います。

まず、変えたところは赤で書いてございますが、ポイントだけ絞って説明をさせていただけたらと思っております。

まず5ページです。「感染症予防策の徹底」の中の(1)のウの②をご覧ください。ウのところで、まず「正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行」とあります。今までは「とにかく手洗いしてください」ということを一生懸命言っていたのですが、やはり正しいタイミングが必要だということを入れました。また、学校で手洗いをさせる際の注意として、②のところに、密にならない、手洗いをする時間を確保するようというところで改めて記載をさせていただきました。

た。

6ページを御覧ください。(2)の「児童・生徒等と同居する保護者などへの依頼」のところをご覧ください。色々な全国的に見ても、家庭での感染というものが増えているのかなというところで、こちらの記載を強く書かせていただきました。

簡単に言いますと、家庭内で感染することがあるので、もちろん幼児、児童・生徒だけではなく、保護者の方の体調とかも見ていただきながら、しかるべき連絡をしていただきたいか、家庭での感染症対策についてもお願いしたいというところを書かせていただいております。

あと保護者にも依頼するというところで、校長・園長にもお願いをするような記載になってございます。

それから(3)教職員等の③勤務時間外においても三つの密が想定される場所、職員室とかそういうところも踏まえて行動自粛についても徹底してくださいということで、教職員自体も改めて気を引き締めてということでこちらを記載させていただいております。

それから7ページを御覧ください。7ページの上の方の(5)連絡体制・衛生管理の徹底というところですね。いつ容態が変化したり、子どもたちも朝は元気だったけれども、急に具合が悪くなったりということもあるので、連絡体制をしっかり取れるようにというところをお願いをしております。

同じく7ページの項番2の「教育活動を実施する上で必要な感染症対策」というところの(5)(6)です。感染症が疑われる児童に対して対応する教員がいるのですけれども、やみくもにたくさん教員が対応するのではなくて、誰が対応するかということを確認にして、きちんと部屋を隔離するだとか、タオル等も複数で使わないとか、そういうことも踏まえて対応してくださいというところと、あと、これについても後ろの方に後で紹介いたしますが、各園・各校から色々な事例を集めましたので、そういったものも参考にして、「うちの学校が一番やっているよ」ではなく、「こんないい対策もやっているのだな」というところを校長・園長どうしても協議をして、交換していただいてやってくださいということを書かせていただいております。

おめぐりいただいて8ページです。項番4「学校給食及び昼食について」。これまで色々学務課の協力を得てパーテーションを買ってもらったり、広い部屋で給食を食べたりしているのですが、また小学校に併設している幼稚園は、小学校の空いている部屋と時間差をつけて借りて、より広いところで食べてくださいということを書かせていただいております。あとは、色々給食試食会的な保護者の方にもご参加いただいているものは、今年に関しては中止をお願いしています。

それから、児童館で交流給食、学年をまたいで1年と6年が食べると色々ありますね。そちらも教育活動に大事なことなのでやっていただくものはやっていただきたいのですが、そういうときにこそ子どもたちの気分も高まってしまうので、密を回避できないこともあるかもしれないので、十分に注意してお願いしますということで記載を入れてございます。

それから9ページです。項番でいうと「部活動について」、8ページから続いているのですが、大会が練習試合等、今、学校からもやりますということで報告を受けてございます。こちら先程

の給食と同じなのですが、子どもたちの気持ちが高まるので密になってしまったり、更衣室とか、お弁当を食べるときもやっぱり油断はいけないので、しっかりと指導者側も指導してくださいという事で入れてございます。それが（3）です。

それから、飛ばしますが、10ページの（5）校外学習についてのところです。科学館も9月から中之町幼稚園を皮切りに団体利用、学校団体利用を始めていますが、そのときに必ず守っていただきたいのが、徒歩、借り上げバス、幼稚園なんかがよくやってくれるのですが、保護者帯同の下、校外学習の場所まで来ていただいて現地集合・現地解散、この三つの原則で校外学習を行ってくださいとお願いをしております。

それから（6）の移動教室・修学旅行。現時点で12月までは中止としてございますが、学務課等とも協議をした上で、3月以降に修学旅行が開始できればしたいと、それから小学校もニコニコの方に宿泊の期日は短くなるのですが、2月14日辺りからできればということで準備を進めてございます。その記載がこちらに書いてございます。

すみません、あとは今までどおりのことももちろん書かせていただいております、飛ばして14ページから15、16と見ていただくと、先程校長会・園長会でも自分のところが一番ということではなく協議をしてくださいという話をさせてもらったのですが、各園・各校のいい取組を全部挙げさせていただいて、こちらに載せさせていただいております。

校種ごとに載せることでわかりやすくしております。こんな取組もあるよねというご意見も実際頂いてございまして、皆さんでいい取組をとということで、それが書いてあるのが14、15、16です。

それから17ページから、臨時休業に伴ってPCRを受けますよとなったときに、子どものことに関しては学務課、教員のことに対しては教育人事企画課という形で、あとは委託業者とかは教育指導担当の方でやっているのですけれども、色々な数が上がってくる中でしっかり後ろに22ページ、23ページに載せているのですが、チェックリストというものを配らせていただいて、こちらでチェックしていくと、保健所の積極的疫学調査等も進めていけるのかなというところで新たに記載をさせていただいております。

簡単な説明でございますが、以上でございます。

○教育長 説明は終わりましたけれども、ご質問等があればお願いいたします。

○田谷委員 本件のガイドラインの作成ご苦労さまです。その中で私も完全に目を通した訳ではないのでよく分からないのですけれども、残念ながら感染してしまった生徒、あるいは教職員に対するケアというのが、どこか項目はございますでしょうか。

○教育指導担当課長 19ページを御覧いただけますでしょうか。19ページのところで、心のケアですよね。

○田谷委員 その件で、昨今、テレビや新聞でもそういうので誹謗中傷の対象になって非常に辛い思いをしたという、これは教職員や生徒に限った話ではなくて、我々もそうではありますが、この辺のところ、特に学校においては十分にケアをしてあげてもらいたいと思います。よろしくお

願いたします。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定されている案件等については全て終了しましたが、委員または説明員からその他何かあれば願いたします。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時50分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 山内 慶太